

2018年12月14日

各位

不動産投資信託証券発行者名  
東京都中央区京橋三丁目6番18号  
星野リゾート・リート投資法人  
代表者名 執行役員 秋本 憲二  
(コード番号: 3287)

資産運用会社名  
株式会社星野リゾート・アセットマネジメント  
代表者名 代表取締役社長 秋本 憲二  
問合せ先 財務管理本部 企画管理部長  
蛭田 清之  
(TEL: 03-5159-6338)

## 規約変更及び役員選任に関するお知らせ

星野リゾート・リート投資法人（以下、「本投資法人」といいます。）は、本日開催の役員会において、下記の規約変更及び役員選任の変更に関する議案を、2019年1月29日開催予定の第4回投資主総会（以下、「本投資主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、お知らせします。

なお、下記の議案は、上記投資主総会での承認可決をもって効力を生じます。

### 記

#### 1. 規約変更の主な内容及び理由について

- (1) 会計監査人に対する報酬の支払時期に関し柔軟性をもたせるため、投信法その他の法令に基づき必要とされる全ての監査報告書を受領した後、会計監査人の請求を受けてから1か月以内とするよう所要の規定を変更するものであります（現行規約第27条関連）。
- (2) 租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号。その後の改正を含みます。）の改正により、不要となった投資制限に関する規定を削除するものであります（現行規約第29条第6項関連）。
- (3) 一般社団法人投資信託協会の不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則の改正に伴い、同規則との整合性を図るため、本投資法人の規約に定める不動産関連資産に一定の海外不動産保有法人が発行する株式又は出資を追加するとともに、関連する規定に所要の変更を行うものであります（変更案第30条第2項第5号並びに現行規約第30条第3項第9号及び第14号関連）。
- (4) 本投資法人が負担する諸費用の内容を明確化するため、所要の規定を変更するものであります（現行規約第40条第2項関連）。
- (5) 資産運用会社に対する資産運用報酬につき、本投資法人が合併を行った場合における合併報酬に関する所要の規定を新設するものであります（変更案別紙第1項第5号及び第2項第5号関連）。
- (6) その他、字句の修正、条文整備等のために、所要の変更を行うものであります。

## 2. 役員選任について

本投資法人の執行役員である秋本憲二並びに監督役員である品川広志及び藤川裕紀子は、本投資総会の終結のときをもって任期満了となるため、本投資主総会において改めて執行役員1名（秋本憲二）及び監督役員2名（品川広志及び藤川裕紀子）の選任をお願いするものです。

また、執行役員又は監督役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員1名（隆哲郎）及び補欠監督役員1名（高橋淳二）を選任するものです。

（役員選任に関する詳細につきましては、別紙「第4回投資主総会招集ご通知」をご参照下さい。）

## 3. 投資主総会等の日程について

2018年12月14日	第4回投資主総会提出議案にかかる役員会決議
2019年1月11日	第4回投資主総会招集ご通知の発送（予定）
2019年1月29日	第4回投資主総会の開催（予定）

以 上

### 【別紙】第4回投資主総会招集ご通知

\*本資料の配布先：兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

\*投資法人のホームページアドレス：<http://www.hoshinoresorts-reit.com>

【別紙】

証券コード 3287  
平成31年1月11日

投資主各位

東京都中央区京橋三丁目6番18号  
星野リゾート・リート投資法人  
執行役員 秋本 憲二

## 第4回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、星野リゾート・リート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）の第4回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、本投資主総会に当日ご出席願えない場合は、議決権行使書面によって議決権を行使することができますので、後記の投資主総会参考書類をご検討下さいます。お手数ながら同封の議決権行使書面に賛否をご記入の上、平成31年1月28日（月曜日）午後5時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。以下「投信法」といいます。）第93条第1項の規定に基づき、現行規約第14条において「みなし賛成」の規定を定めております。従いまして、当日ご出席になられず、かつ、議決権行使書面により議決権を行使されない場合、投資主様が保有している議決権の数は、出席した投資主様の議決権の数に算入され、かつ、本投資主総会における各議案について、賛成されたものとみなしてお取扱いすることになりますので、十分ご留意下さいますようお願い申し上げます。

＜現行規約抜粋＞

第14条（みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

敬具

## 記

1. 日 時：平成31年1月29日（火曜日）午後2時  
（なお、受付開始時刻は午後1時30分を予定しております。）
2. 場 所：東京都千代田区丸の内一丁目7番12号  
サピアタワー ステーションコンファレンス東京 5階  
「サピアホール」  
（末尾の投資主総会会場ご案内図をご参照下さい。）

本総会は、前回と開催場所を変更しております。末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違えのないようお願い申し上げます。

### 3. 投資主総会の目的である事項：

#### 決議事項

- 第1号議案 規約一部変更の件
- 第2号議案 執行役員1名選任の件
- 第3号議案 監督役員2名選任の件
- 第4号議案 補欠執行役員1名選任の件
- 第5号議案 補欠監督役員1名選任の件

以上

---

#### <お願い>

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、本投資法人の議決権を有するほかの投資主様1名を代理人として投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。  
なお、投資主様ではない代理人、及び同伴の方など、議決権を行使することができる投資主様以外の方はご入場できませんので、ご注意ください。

#### <ご案内>

- ◎投資主総会参考書類に記載すべき事項について、本投資主総会の前日までの間に修正する必要がある場合は、修正後の事項を本投資法人のウェブサイト（<http://www.hoshinoresorts-reit.com/>）に掲載いたしますので、あらかじめご了承下さい。
- ◎本投資主総会終了後、引き続き同会場におきまして、本投資法人の資産運用業務を行う資産運用会社である株式会社星野リゾート・アセットマネジメントによる「運用状況報告会」を実施する予定です。ご多用中とは存じますが、ご参加いただければ幸いです。

# 投資主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 規約一部変更の件

#### 1. 変更の理由

- (1) 会計監査人に対する報酬の支払時期に関し柔軟性をもたせるため、投信法その他の法令に基づき必要とされる全ての監査報告書を受領した後、会計監査人の請求を受けてから1か月以内とするよう所要の規定を変更するものであります（現行規約第27条関連）。
- (2) 租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号。その後の改正を含みます。）の改正により、不要となった投資制限に関する規定を削除するものであります（現行規約第29条第6項関連）。
- (3) 一般社団法人投資信託協会の不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則の改正に伴い、同規則との整合性を図るため、本投資法人の規約に定める不動産関連資産に一定の海外不動産保有法人が発行する株式又は出資を追加するとともに、関連する規定に所要の変更を行うものであります（変更案第30条第2項第5号並びに現行規約第30条第3項第9号及び第14号関連）。
- (4) 本投資法人が負担する諸費用の内容を明確化するため、所要の規定を変更するものであります（現行規約第40条第2項関連）。
- (5) 資産運用会社に対する資産運用報酬につき、本投資法人が合併を行った場合における合併報酬に関する所要の規定を新設するものであります（変更案別紙第1項第5号及び第2項第5号関連）。
- (6) その他、字句の修正、条文整備等のために、所要の変更を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線部は変更部分を示します。)

現 行 規 約	変 更 案
<p>第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 4 条 (省略)</p> <p>第 2 章 投資口</p> <p>第 5 条～第 8 条 (省略)</p> <p>第 3 章 投資主総会</p> <p>第 9 条～第 16 条 (省略)</p> <p>第 4 章 執行役員及び監督役員</p> <p>第 17 条～第 20 条 (省略)</p> <p>第 5 章 役員会</p> <p>第 21 条～第 24 条 (省略)</p> <p>第 6 章 会計監査人</p> <p>第 25 条～第 26 条 (省略)</p> <p>(会計監査人の報酬の支払に関する基準) 第 27 条 会計監査人の報酬額は、1 営業期間ごとに1,500万円を上限として役員会で決定する金額とし、当該金額を、<u>当該営業期間の決算期から 3 か月以内に</u>会計監査人が指定する口座へ振込む方法により支払う。</p>	<p>第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 4 条 (現行どおり)</p> <p>第 2 章 投資口</p> <p>第 5 条～第 8 条 (現行どおり)</p> <p>第 3 章 投資主総会</p> <p>第 9 条～第 16 条 (現行どおり)</p> <p>第 4 章 執行役員及び監督役員</p> <p>第 17 条～第 20 条 (現行どおり)</p> <p>第 5 章 役員会</p> <p>第 21 条～第 24 条 (現行どおり)</p> <p>第 6 章 会計監査人</p> <p>第 25 条～第 26 条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬の支払に関する基準) 第 27 条 会計監査人の報酬額は、1 営業期間ごとに1,500万円を上限として役員会で決定する金額とし、当該金額を、<u>会計監査人から投信法その他の法令に基づき必要とされる全ての監査報告書を受領した後、会計監査人の請求を受けてから 1 か月以内に、</u>会計監査人が指定する口座へ振込む方法により支払う。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p data-bbox="264 304 719 338">第 7 章 資産運用の対象及び方針</p> <p data-bbox="204 394 533 427">第28条 (省略)</p> <p data-bbox="225 483 368 517">(投資態度)</p> <p data-bbox="204 528 783 1413">第29条 本投資法人は、主として、主たる用途がホテル（主として洋風の構造及び設備を有する宿泊施設をいう。以下同じ。）、旅館（主として和風の構造及び設備を有する宿泊施設をいう。以下同じ。）及び付帯施設（ホテル又は旅館に付帯するスキー場、ゴルフ場、プール、物販店舗などの大型施設をいう。以下同じ。）である不動産等（不動産、不動産の賃借権、地上権及びこれらの資産のみを信託する信託の受益権を総称していう。以下同じ。）及びこれに関連する不動産対応証券（第30条第2項第5号に定義する。以下同じ。）（以下、不動産等及び第30条第2項各号に掲げる資産を併せて「不動産関連資産」と総称する。）に投資する。</p> <p data-bbox="212 1424 533 1458">2. ～ 5. (省略)</p> <p data-bbox="212 1469 783 1729">6. 本投資法人は、その有する資産の総額のうち<u>に占める租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号、その後の改正を含む。）第22条の19に規定する不動産等の価額の割合を100分の70以上とするよう資産運用を行う。</u></p>	<p data-bbox="874 304 1329 338">第 7 章 資産運用の対象及び方針</p> <p data-bbox="810 394 1187 427">第28条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="831 483 975 517">(投資態度)</p> <p data-bbox="810 528 1393 1413">第29条 本投資法人は、主として、主たる用途がホテル（主として洋風の構造及び設備を有する宿泊施設をいう。以下同じ。）、旅館（主として和風の構造及び設備を有する宿泊施設をいう。以下同じ。）及び付帯施設（ホテル又は旅館に付帯するスキー場、ゴルフ場、プール、物販店舗などの大型施設をいう。以下同じ。）である不動産等（不動産、不動産の賃借権、地上権及びこれらの資産のみを信託する信託の受益権を総称していう。以下同じ。）及びこれに関連する不動産対応証券（第30条第2項第6号に定義する。以下同じ。）（以下、不動産等及び第30条第2項各号に掲げる資産を併せて「不動産関連資産」と総称する。）に投資する。</p> <p data-bbox="815 1424 1187 1503">2. ～ 5. (現行どおり) (削除)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(資産運用の対象とする特定資産の種類、目的及び範囲)</p> <p>第30条 (省略)</p> <p>2. (省略)</p> <p>(1)～(4) (省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(5) 資産の2分の1を超える額を不動産等に投資することを目的とする次に掲げるもの(以下「不動産対応証券」と総称する。)</p> <p>①～⑤ (省略)</p> <p>3. (省略)</p> <p>(1)～(8) (省略)</p> <p>(9) 株券(外国の法令に準拠した法人に係るものを含むが、株券を発行する法人が不動産関連資産を実質的に保有している場合、又は本投資法人が不動産関連資産への投資に付随し若しくは関連して取得する場合に限る。ただし、<u>第1項に定める海外不動産保有法人に係る株券を除く。</u>)</p> <p>(10)～(13) (省略)</p>	<p>(資産運用の対象とする特定資産の種類、目的及び範囲)</p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(1)～(4) (現行どおり)</p> <p>(5) <u>投信法第194条第2項に規定する場合において、海外不動産保有法人のうち、資産のすべてが不動産及び当該不動産に係る金銭債権等である法人(外国金融商品市場に上場されているもの及び外国において開設されている店頭売買金融商品市場に登録等をされているものを除く。)</u>が発行する株式又は出資(ただし、不動産等資産に該当するものを除く。)</p> <p>(6) 資産の2分の1を超える額を不動産等に投資することを目的とする次に掲げるもの(以下「不動産対応証券」と総称する。)</p> <p>①～⑤ (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>(1)～(8) (現行どおり)</p> <p>(9) 株券(外国の法令に準拠した法人に係るものを含むが、株券を発行する法人が不動産関連資産を実質的に保有している場合、又は本投資法人が不動産関連資産への投資に付随し若しくは関連して取得する場合に限る。ただし、<u>不動産等資産に該当するもの及び第2項第5号に掲げる資産を除く。</u>)</p> <p>(10)～(13) (現行どおり)</p>



現 行 規 約	変 更 案
<p>(14) 信託財産を第1号から第13号までに掲げる資産に対する投資として運用することを目的とした金銭の信託の受益権（外国の法令に準拠したものを含む。）</p>	<p>(14) 信託財産を第2項第5号又は第1号から第13号までに掲げる資産に対する投資として運用することを目的とした金銭の信託の受益権（外国の法令に準拠したものを含む。）</p>
<p>(15)～(16) (省略) 4. ～5. (省略)</p>	<p>(15)～(16) (現行どおり) 4. ～5. (現行どおり)</p>
<p>第31条～第33条 (省略)</p>	<p>第31条～第33条 (現行どおり)</p>
<p>第8章 資産の評価等</p>	<p>第8章 資産の評価等</p>
<p>第34条 (省略)</p>	<p>第34条 (現行どおり)</p>
<p>(資産評価の方法、基準及び基準日)</p>	<p>(資産評価の方法、基準及び基準日)</p>
<p>第35条 (省略)</p>	<p>第35条 (現行どおり)</p>
<p>(1)～(5) (省略)</p>	<p>(1)～(5) (現行どおり)</p>
<p>(6) 有価証券（第30条第2項第5号、第3項第4号から第13号までに定めるもの）当該有価証券の市場価格がある場合には、市場価格に基づく価額（金融商品取引所における取引価格、認可金融商品取引業協会等が公表する価格又はこれらに準じて随時売買換金等を行うことができる取引システムで成立する取引価格をいう。以下同じ。）とする。市場価格がない場合には、合理的な方法により算定された価額とする。また、付すべき市場価格又は合理的に算定された価額は、評価の精度を高める場合を除き、每期同様な方法により入手する。市場価格及び合理的に算定された価格のいずれも入手できない場合には、取得原価で評価することができる。</p>	<p>(6) 有価証券（第30条第2項第5号、<u>第6号</u>又は第3項第4号から第13号までに定めるもの）当該有価証券の市場価格がある場合には、市場価格に基づく価額（金融商品取引所における取引価格、認可金融商品取引業協会等が公表する価格又はこれらに準じて随時売買換金等を行うことができる取引システムで成立する取引価格をいう。以下同じ。）とする。市場価格がない場合には、合理的な方法により算定された価額とする。また、付すべき市場価格又は合理的に算定された価額は、評価の精度を高める場合を除き、每期同様な方法により入手する。市場価格及び合理的に算定された価格のいずれも入手できない場合には、取得原価で評価することができる。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(7)～(11) (省略)</p> <p>2. (省略)</p> <p>3. 資産評価の基準日は、各決算期とする。ただし、第30条第2項第5号及び第3項に定める資産であって、市場価格に基づく価額で評価できる資産については、毎月末日とする。</p>	<p>(7)～(11) (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 資産評価の基準日は、各決算期とする。ただし、第30条第2項第6号及び第3項に定める資産であって、市場価格に基づく価額で評価できる資産については、毎月末日とする。</p>
<p>第36条 (省略)</p>	<p>第36条 (現行どおり)</p>
<p>第9章 金銭の分配</p>	<p>第9章 金銭の分配</p>
<p>第37条 (省略)</p>	<p>第37条 (現行どおり)</p>
<p>第10章 借入れ及び投資法人債</p>	<p>第10章 借入れ及び投資法人債</p>
<p>(借入金及び投資法人債発行の限度額等)</p>	<p>(借入金及び投資法人債発行の限度額等)</p>
<p>第38条 本投資法人は、運用資産の着実な成長並びに効率的な運用及び運用の安定性に資するため、資産の取得、費用の支払い、修繕費若しくは分配金の支払い、本投資法人の運営に要する資金、若しくは債務の返済（敷金・保証金、預託金並びに借入金及び投資法人債の債務の返済を含む。）等の資金の手当てを目的として、資金の借入れ又は投資法人債（短期投資法人債を含む。以下本条において同じ。）の発行をすることができる。</p>	<p>第38条 本投資法人は、運用資産の着実な成長並びに効率的な運用及び運用の安定性に資するため、資産の取得、費用の支払い、修繕費若しくは分配金の支払い、本投資法人の運営に要する資金、若しくは債務の返済（敷金・保証金、預託金並びに借入金及び投資法人債の債務の返済を含む。）等の資金の手当てを目的として、資金の借入れ又は投資法人債（短期投資法人債を含む。以下本条及び第40条において同じ。）の発行をすることができる。</p>
<p>2. ～ 3. (省略)</p>	<p>2. ～ 3. (現行どおり)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p style="text-align: center;">第11章 資産運用報酬等</p>	<p style="text-align: center;">第11章 資産運用報酬等</p>
<p>第39条 (省略)</p>	<p>第39条 (現行どおり)</p>
<p>(諸費用の負担)</p>	<p>(諸費用の負担)</p>
<p>第40条 (省略)</p>	<p>第40条 (現行どおり)</p>
<p>2. 前項に加え、本投資法人は、以下に掲げる費用を負担する。</p>	<p>2. 前項に加え、本投資法人は、以下に掲げる費用を負担する。</p>
<p>(1) 投資口の発行及び上場に関する費用</p>	<p>(1) 投資口、<u>新投資口予約権又は投資法人債</u>の発行及び上場に関する費用</p>
<p>(2) 有価証券届出書、有価証券報告書及び臨時報告書の作成、印刷及び提出に係る費用</p>	<p>(2) 有価証券届出書、有価証券報告書及び臨時報告書等の作成、印刷及び提出に係る費用</p>
<p>(3) 目論見書の作成及び交付に係る費用</p>	<p>(3) 目論見書及び<u>英文目論見書等</u>の作成及び交付に係る費用</p>
<p>(4) 法令等に定める財務諸表、資産運用報告等の作成、印刷及び交付に係る費用（監督官庁等に提出する場合の提出費用を含む。）</p>	<p>(4) 法令等に定める財務諸表、資産運用報告等の作成、印刷及び交付に係る費用（監督官庁等に提出する場合の提出費用を含む。）</p>
<p>(5) 本投資法人の公告に係る費用並びに広告宣伝等に関する費用</p>	<p>(5) 本投資法人の公告に係る費用、<u>IRに関する費用</u>並びに広告宣伝等に関する費用</p>
<p>(6)～(11) (省略)</p>	<p>(6)～(11) (現行どおり)</p>
<p>第41条 (省略)</p>	<p>第41条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第12章 業務及び事務の委託</p>	<p style="text-align: center;">第12章 業務及び事務の委託</p>
<p>第42条 (省略)</p>	<p>第42条 (現行どおり)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p style="text-align: right;">別紙</p> <p>資産運用会社に対する資産運用報酬</p> <p>1. 報酬体系</p> <p>資産運用会社に対する資産運用報酬は、運用報酬1、運用報酬2、取得報酬及び譲渡報酬から構成されるものとし、詳細は次のとおりとし、資産運用会社の指定する口座へ振込む方法により支払う。</p> <p>(1)～(4)                   (省略)                                   (新設)</p> <p>2. 支払時期               (省略)</p> <p>(1)～(4)                   (省略)                                   (新設)</p>	<p style="text-align: right;">別紙</p> <p>資産運用会社に対する資産運用報酬</p> <p>1. 報酬体系</p> <p>資産運用会社に対する資産運用報酬は、運用報酬1、運用報酬2、取得報酬、<u>譲渡報酬及び合併報酬</u>から構成されるものとし、詳細は次のとおりとし、資産運用会社の指定する口座へ振込む方法により支払う。</p> <p>(1)～(4)                   (現行どおり)</p> <p><u>(5) 合併報酬</u></p> <p><u>本投資法人と他の投資法人との間の新設合併又は吸収合併（以下「合併」と総称する。）において、資産運用会社が当該他の投資法人の保有資産等の調査及び評価その他の合併に係る業務を実施し、当該合併の効力が発生した場合、当該合併の効力発生時において当該他の投資法人が保有していた不動産関連資産の当該合併の効力発生時における評価額に本投資法人及び資産運用会社が別途合意する料率（ただし、上限を1.0%とする。）を乗じた金額（円単位未満切捨て）とする。</u></p> <p>2. 支払時期（現行どおり）</p> <p>(1)～(4)                   (現行どおり)</p> <p><u>(5) 合併報酬</u></p> <p><u>合併の効力発生日から3か月以内。</u></p>

## 第2号議案 執行役員1名選任の件

本投資法人の執行役員である秋本憲二は、本投資主総会の終結のときをもって任期満了となるため、本投資主総会において改めて執行役員1名の選任をお願いいたしたいと存じます。執行役員の任期は、投信法第99条第2項及び現行規約第18条第2項第一文ただし書を適用し、選任される平成31年1月29日から2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される執行役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとします。

なお、執行役員の選任に関する本議案は、平成30年12月14日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって提出された議案であります。

執行役員候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、本投資法人における地位及び重要な兼職の状況(社名等当時)	所有する 本投資法人の 投資口数
(あきもとけんじ) 秋本憲二 (昭和38年2月20日)	昭和62年4月 株式会社ワールド 東京本社経 理部 平成3年4月 同社 東京本社財務部 平成4年11月 株式会社NHVホテルズインター ナショナル 経理部財務課長 平成8年5月 株式会社ザ・ウィンザー・ホテ ルズインターナショナル 監査 役 平成9年4月 株式会社ザ・ウィンザー・ホテ ルズインターナショナル洞爺 経理部長 平成10年5月 株式会社壺番屋 経理部 平成10年12月 株式会社星野リゾート 財務経 理ユニット・ディレクター 平成21年6月 同社 経営企画室長 平成22年9月 同社 財務戦略室長 平成24年12月 株式会社星野リゾート・アセッ トマネジメント 代表取締役社 長(現任) 平成25年3月 星野リゾート・リート投資法人 執行役員(現任)	0口

- ・上記執行役員候補者は、本投資法人の資産運用会社である株式会社星野リゾート・アセットマネジメントの代表取締役社長です。その他、上記執行役員候補者と本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
- ・上記執行役員候補者は、現在、本投資法人の執行役員として、本投資法人の業務全般を執行しております。

### 第3号議案 監督役員2名選任の件

本投資法人の監督役員である品川広志及び藤川裕紀子の両名は、本投資主総会の終結のときをもって任期満了となるため、本投資主総会において改めて監督役員2名の選任をお願いいたしたいと存じます。監督役員の任期は、現行規約第18条第2項第一文ただし書を適用し、選任される平成31年1月29日から2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される監督役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとします。

なお、投信法及び現行規約第17条の定めにより、監督役員の員数は、執行役員の員数に1を加えた数以上であることが必要とされております。

監督役員候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、本投資法人における地位及び 重要な兼職の状況(社名等当時)	所有する 本投資法人の 投資口数
1	(しな がわ ひろ し) 品川広志 (昭和51年12月7日)	平成14年10月 弁護士登録 平成14年10月 濱田松本法律事務所 平成20年9月 Alston & Bird法律事務所 研修 平成21年9月 モルガン・スタンレー証券株式会社 投資銀行本部 出向 平成22年10月 森・濱田松本法律事務所 平成24年1月 錦華通り法律事務所 平成25年3月 星野リゾート・リート投資法人 監督役員(現任) 平成27年6月 株式会社みらいワークス 社外監査役(現任) 平成28年3月 株式会社セルテクノロジー 社外監査役(現任) 平成29年7月 株式会社インキュリオン・グループ 社外監査役(現任) 平成29年12月 ESRリート投資法人 監督役員(現任) 平成30年9月 株式会社メトセラ 社外監査役(現任) 平成31年1月 弁護士法人エムパートナーズ 代表社員(現任)	0口

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、本投資法人における地位及び 重要な兼職の状況(社名等当時)	所有する 本投資法人の 投資口数
2	(ふじ かわ ゆきこ) 藤川 裕紀子 (昭和40年3月16日)	昭和63年10月 中央新光監査法人 平成4年3月 公認会計士登録 平成10年6月 金融監督庁検査部 金融証券検査官 平成12年7月 藤川裕紀子公認会計士事務所 開設(現任) 平成16年12月 税理士登録 平成16年12月 藤川裕紀子税理士事務所 開設 平成20年7月 ニューシティ・レジデンス投資 法人 監督役員 平成24年1月 税理士法人会計実践研究所 設 立 代表社員(現任) 平成25年3月 星野リゾート・リート投資法人 監督役員(現任) 平成26年4月 独立行政法人労働者健康安全機 構 監事(現任) 平成26年6月 東洋証券株式会社 社外取締役 (現任) 平成27年10月 独立行政法人日本芸術文化振興 会 監事(現任) 平成28年3月 学校法人嘉悦学園 監事(現 任) 平成29年1月 外国人技能実習機構 監事(現 任)	0口

- ・ 上記監督役員候補者兩名と本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
- ・ 上記監督役員候補者兩名は、いずれも、現在、本投資法人の監督役員として、本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しております。

#### 第4号議案 補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員1名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案において選任された補欠執行役員が執行役員となった場合の任期については、現行規約第18条第2項第三文の定めに基づき、第2号議案における執行役員の任期と同一となります。

また、本議案において、補欠執行役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、現行規約第18条第3項の規定により、第2号議案における執行役員の任期が満了する時までとなります。

補欠執行役員の選任の効力は、就任前に限り、本投資法人の役員会の決議により、その選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

なお、補欠執行役員の選任に関する本議案は、平成30年12月14日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって提出された議案であります。

補欠執行役員候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、本投資法人における地位及び重要な兼職の状況(社名等当時)	所有する 本投資法人の 投資口数
(たかし てつ ろう) 隆 哲 郎 (昭和47年12月2日)	平成9年4月 第一法規出版株式会社 平成16年11月 株式会社星野リゾート 財務経 理ユニット 平成17年12月 同社 購買ユニット・ディレク ター 平成21年6月 同社 内部体制整備プロジェク トチーム 平成21年9月 同社 内部体制整備プロジェク トチーム兼グループ総務ユニッ ト・ディレクター 平成22年2月 同社 監査役 平成22年5月 株式会社コンメンダ 監査役 平成24年12月 株式会社星野リゾート・アセッ トマネジメント 取締役財務管 理部長 平成28年12月 同社 取締役財務管理部長 兼 総合企画部長 平成29年2月 同社 取締役財務管理本部長 兼 財務管理部長 平成30年12月 同社 取締役財務管理本部長 (現任)	0口

- ・上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の資産運用会社である株式会社星野リゾート・アセットマネジメントの取締役財務管理本部長です。その他、上記補欠執行役員候補者と本投資法人との間に特別の利害関係はありません。



## 第5号議案 補欠監督役員1名選任の件

監督役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監督役員1名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案において選任された補欠監督役員が監督役員となった場合の任期については、現行規約第18条第2項第三文の定めに基づき、第3号議案における監督役員の任期と同一となります。

また、本議案において、補欠監督役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、現行規約第18条第3項の規定により、第3号議案における監督役員の任期が満了する時までとなります。

補欠監督役員の選任の効力は、就任前に限り、本投資法人の役員会の決議により、その選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

補欠監督役員候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、本投資法人における地位及び重要な兼職の状況(社名等当時)	所有する 本投資法人の 投資口数
(たか はし じゅん じ) 高橋 淳 二 (昭和48年7月18日)	平成8年4月 東京C.P.A.専門学校 平成8年4月 太田昭和監査法人 平成11年5月 公認会計士登録 平成14年6月 学校法人高橋学園 理事(現任) 平成15年9月 監査法人保森会計事務所 平成21年7月 監査法人クラリティ 社員 平成25年4月 専門学校東京CPA会計学院 副校長(現任) 平成28年9月 税理士登録 平成30年10月 専門学校東京CPA会計学院熊本校 校長(現任)	0口

- ・上記補欠監督役員候補者と本投資法人との間に特別の利害関係はありません。

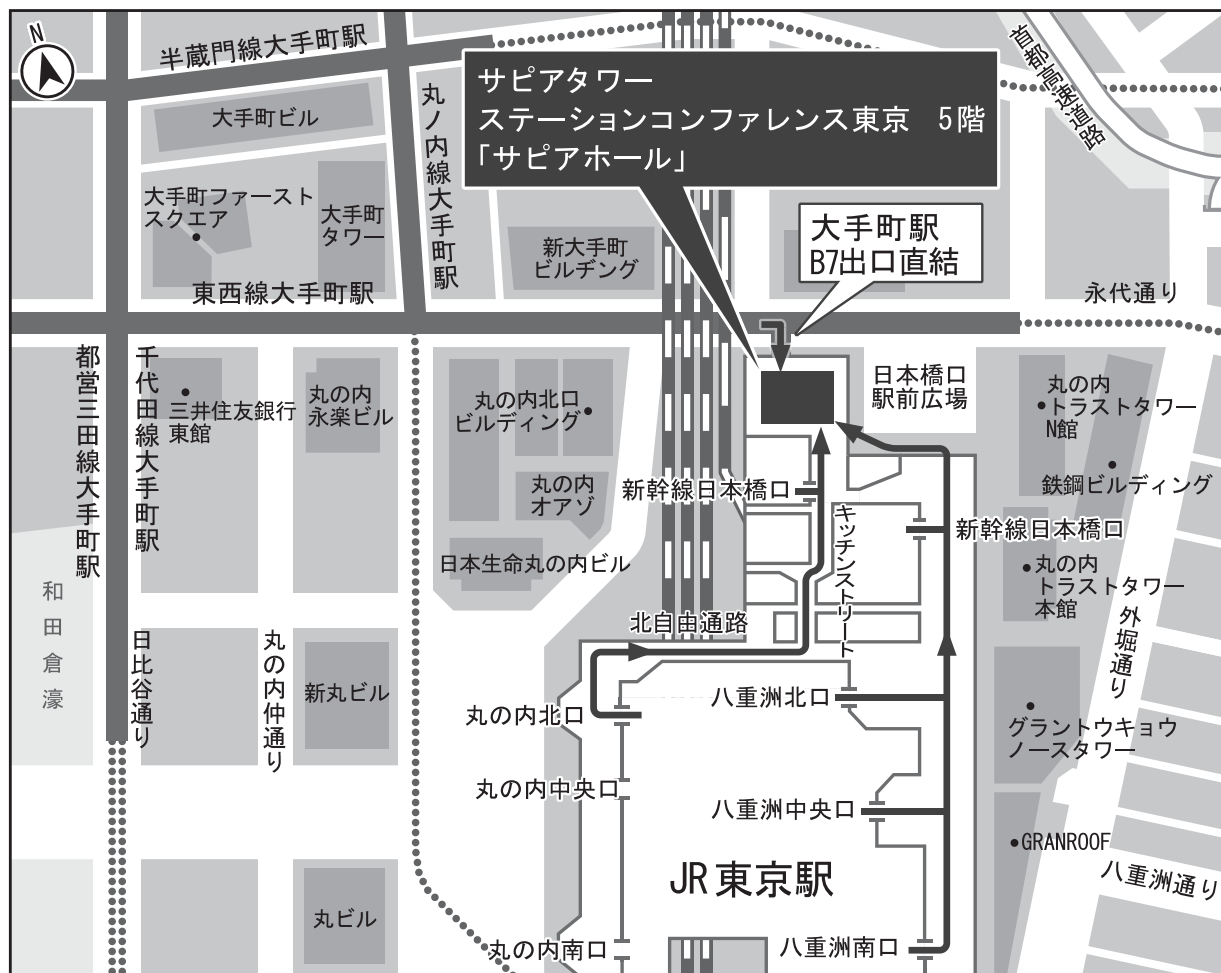
## 参考事項

本投資主総会に提出される議案のうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投信法第93条第1項及び現行規約第14条に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記の第1号議案から第5号議案までの各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当いたしておりません。

以上

## 投資主総会会場のご案内図

会場 東京都千代田区丸の内一丁目7番12号 サピアタワー  
ステーションコンファレンス東京 5階 「サピアホール」  
電話 03-6888-8080 (代表)



交通 J R 「東京駅」八重洲北口改札口より徒歩2分  
「東京駅」新幹線専用改札口（日本橋口）より徒歩1分  
地下鉄 東京メトロ東西線、半蔵門線、丸ノ内線、千代田線、都営三田線  
「大手町駅」B7出口階段より1階エントランス直結

会場周辺の道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。

前回と開催場所を変更しております。お間違えのないようお願い申し上げます。